

令和5年度第1回 さいたま市立小・中学校通学区域審議会議事録

日 時 令和5年11月22日（水）
午後1時00分から2時30分
場 所 市役所第2別館2階 教育委員会室
出席者 平沼会長、今川副会長、藤澤委員、渡邊委員、
池田委員、石川委員、神田委員、菅野委員、
古市委員、藤原委員、神田委員、和田委員、
教育長、学事課長、事務局
欠席者 石黒委員、久世委員、軽谷委員

1 開会

2 委嘱状の交付

3 教育長挨拶

4 会長・副会長選任

5 会長挨拶

6 議 題

(1) 通学区域審議会の概要について

事務局より、通学区域審議会の設置目的、委員構成、任期、本市の通学区域と学校規模の現状、審議内容について説明。

【質疑応答】

委 員：8頁の就学指定校変更・区域外就学許可基準の改正により変更したところは？

事務局：留守家庭の放課後児童クラブの事由について、【注】のただし書きの部分を追加した。令和6年度から、記載の4校に通う子は希望すれば17時までは全員預けられ、さらに就労の確認ができる場合には19時まで預けられることになる。学区の放課後児童クラブに申し込みをしたがそこに預けることができないということにはならないため、新たに追加したもの。

(2) 特定地域の設定について

事務局より、通学区域の弾力的運用と特定地域制度について説明。

その後、特定地域設定要望について説明。

- ・設定要望があった各自治会の要望内容（指定校／許可校）
 - ①三橋四丁目自治会（三橋・上小小（・植水小）／与野西北小）
 - ②鹿手袋一丁目自治会（白幡中／与野南中）
- ・対象地域から指定校及び許可校までの通学距離
- ・対象地域内在住児童生徒数
- ・対象地域の指定校及び許可校の児童生徒数推計

総合的に判断すると、①・②の要望に対し特定地域に設定することは妥当であると説明。

【質疑応答】

委員：事案1について、中学校についても同時に特定地域になるのか？

事務局：小学校のみ特定地域を設定するもの。要望地域については三橋中が指定校であるが、就学指定校変更・区域外就学許可基準の小学校の指定校変更による中学校入学の事由により、与野西北小を選択し卒業まで通った場合には、与野西北小の進学先である八王子中が選べるようになる。与野西北小を選ばないと八王子中を選べない。三橋小に通った上で八王子中に進学することはできない。

委員：要望の理由はこういったところにあるのか？

事務局：指定の学校より通学距離が近くなるから。自治会から地域として要望があった。

委員：こういった理由で地域から要望があがることが多いのか？

事務局：通学距離の短縮を目的とした要望が多いのが現状である。

委員：小学校の事案なら次の中学校はどうなるのか、中学校の事案なら前の小学校はどうなるのか？事案1の例では、八王子中の生徒数は今後どのように変わるのか？事案2の例では？

事務局：事案2について、資料19頁の地図の★マークより一本上の道路より北側が小学校の指定校は浦和別所小であるが既に与野南小を選べるようになっている。それより南のエリアは小学校は浦和別所小だけで、中学校を与野南中にも行けるようにしてほしいという要望があったもの。ここについて、将来与野南中に行きたいからからということで、小学校もあらかじめ与野南小を選ぶことはできない。今回、自治会から小学校については要望は出なかった。小学校は浦和別所小と与野南小がそこまで距離が変わるわけではないという話もあった。

事案1について、八王子中は特別支援学級を合わせて14学級。今後15学級まで増え、その後は13学級、12学級と減少していくものと見込んでいる。八王子中が溢れることにはならない。また現状、三橋小・白幡中ともに生徒数が多いので、特定地域を設定することによ

り生徒数が少し減る方向に作用する。

委員：事案1について、就学前の子どもが少ない人数で与野西北小に通うことになるが、通学路については地元の方が要望しているので、子どもの安全面も考慮した上での要望ということで、変更したときの人数が少くとも安全に通えるということは事務局でも確認しているのか？

事務局：そういった面も踏まえて地元から要望をいただいている。また、16頁の地図の水色と黄色のエリアは既に与野西北小に通えるエリアになっており、今回の要望地域はそこに隣接しているため、学校に近づけば与野西北小に通っている子たちもいるので、その子たちに合流するのか、今回の地域だけで通うのかは不明であるが、通学の安全面の観点も踏まえて要望をいただいている。

委員：事案1について、水色と黄色のエリアは与野西北小を選んでいる子が多いのか？また事案2について、特定地域になっているエリアで浦和別所小よりも与野南小を選んでいる子が多いのか？実績として許可校を選んでいる子が多いから設定の要望があるのか？

事務局：事案1について、黄色のエリアは対象者13人のうち100%与野西北小を選んでいる。青いエリアは対象者がいない。事案2について、浦和別所小が指定の学校で与野南小が選べる特定地域のうち、浦和別所小ではなく与野南小を選んでいる子は、2人いて2人とも与野南小を選んでいる。

委員：数値的なもの、距離的なもの、要望の3つの要素で委員は判断しなければならない。映像があった方が危険であるとか安全であるとか分かる。数字だけで判断しなければならないため分かりにくい。通学路が変わったときには、どういうところを通るとか、地図では坂道とか階段とかも分からない。映像を見せてもらってこういうところを通るとか、そういった資料を出してもらいたい。

事務局：検討させていただく。

委員：事案1について、要望地域の方が与野西北小に行くとなった場合に、地図中のピンクのエリアについて、要望がない地域は三橋小・上小小の両方が指定校になっているが、両方とも行っている子がいるのか？どちらかに全員が行っているのか？人数規模がどのくらいなのか？要望地域の子が与野西北小に行くことになるので、三橋小と上小小に行く子が減ることになるが、それに伴ってより少人数で通学することになるので、17号バイパスを渡っていくときに、歩道橋を渡っていると思うが、児童が減れば減るほど安全の見守りができる保護者の人数も厳しくなってくる。どの程度の人数規模になっているのか？

事務局：要望の地域については、現在の1～6年生の人数が三橋小10人、上小小13人、植水小に行っている子はいない。その人数から与野西北小も

行くようになるが、行ってもよいということなので、転校してまで行くかは別の話である。例えば、1年生であれば5年間以上あるから与野西北小が近いから転校しようという方がいるかもしれないが、特に高学年になるほど転校する割合が少ないと思われる。

委員：学校規模が大きくなり教室が足りないということになっているが、与野西北小は旧市境でかなりの範囲で特定地域になっている。かなりの子どもたちが本来の指定校ではない学区外から与野西北小に通っている。それにより大規模になっていて、既に与野西北小の児童数がいっぱいである場合に、本来通う指定校がいっぱいではなくなっているはず。そのような場合に、遠い特定地域を廃止し、新たに近いところを特定地域に設定するというような調整はしないのか？

事務局：今のところはそういった調整を行う方向はないが、そういったところを含めて小規模になっている学校も出てきていることから、通学区域の在り方を考えていかなければならないというのはある。今後、審議会の場で話をさせていただく必要があると考えている。

会長：事務局へのお願いとして、安全面はどうかという意見もあったので、幹線道路がどうなっているとか歩道橋がかかっているとか、そういった情報が今後検討するときにあるとよい。学校が近い、遠いということも大事であるが、地域のコミュニティや要望をも重視していくということも必要であり、考えるところが一つではなくて、バランスよく考えていかなければならないということも説明の中に入れた方が理解しやすい。

委員：今回の要望地域の中で、今は人数には入っていないが、もっと家が建つて子どもの人数が増えると想定されるエリアはあるか？

事務局：資料の17, 18, 20頁のグラフがあるが、令和6年度以降の人数については、現在把握できる範囲での開発等の情報を踏まえた上で推計を出している。その上で、今回の要望の子が通っても与野西北小と与野南中が溢れることにはならないと判断している。

委員：与野西北小の児童数が多いのであれば、17号バイパスで区切って与野西北小の学区を見直すことはしないのか？

事務局：17号バイパスは歩道橋で渡っているが、ここを越えない方が近いしよいのではないかとということも考えられるが、地元から要望がない。

(以上の質疑応答を踏まえて、事務局案について審議会に諮り承認を得た。)

会長：いずれの案も審議会としては承認するという事に決したい。

ただし、そのための材料集めは、事務局の方で今後より丁寧にやってもらいたいことを申し添える。

7 その他

- ・委員より、見沼区内で子どもの人数が増えている学校と減っている学校が二極化しているという問題提起があった。

会長から、情報は共有させてもらうが本審議会場で審議する内容ではないため、引き続き学事課と話をしてもらいたいとした。

- ・事務局から、次回以降の開催が決まり次第案内することを連絡した。

(質疑応答なし)

8 閉 会